

☆泉佐野市子育て世帯訪問支援事業☆

【対象となる方】

泉佐野市に住民票があり、妊産婦及び18歳未満のお子様を養育する家庭で、日中困ったときに家族等から家事や育児の支援が受けられない方（世帯）であり、本市が本事業の利用について必要と認めた世帯。

【支援内容】

市と契約した事業者から訪問支援員が自宅を訪問し、家事や育児の支援を行う事業です。

◇家事援助：調理・洗濯・掃除・買い物など

◇育児援助：授乳介助・おむつ交換介助・沐浴介助・保育所等の送迎、宿題の見守りなど

※育児に関する支援はお手伝いが中心となり、原則利用者とお子様と一緒にいる場所で行います。利用は早くても面談日から約1週間後の開始になります。



©ゆでたまご/泉佐野市

【利用時間及び料金】

利用できる時間は年度内で最大40時間です。1日につき2時間以内の利用とし、1時間を単位とします。また、1週間で3日以内の利用とします。

利用可能日時

◇月～金曜日（平日） 午前7時30分～午後9時 1時間あたり800円

◇土・日曜日・祝日 午前7時30分～午後9時 1時間あたり900円の自己負担が必要です。

※利用ごとに支援員にお支払いください。ただし、生活保護世帯・市民税非課税世帯等の方は、自己負担が免除されます（その他免除される場合がありますので、ご相談ください）。

※利用者の都合でキャンセルする場合は、前日17時までに支援員に連絡してください。前日17時以降にキャンセルすると料金が発生します。

※年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

【申請から利用まで】

ご希望の方は、事前に申請が必要となりますので、窓口またはオンラインで申請をしてください。

必要書類

①妊娠中の方は母子健康手帳（該当者）

②令和6年1月1日現在住民票が泉佐野市外の場合は、前住所地での課税証明等（該当者）

ご利用にあたり、こども家庭課の職員が面談を行います。

申請書に基づき審査を行い、対象となる場合には、こども家庭課から利用決定通知書を送付しますので、その後の利用開始となります。

【問い合わせ】 泉佐野市こども部こども家庭課 こども相談係

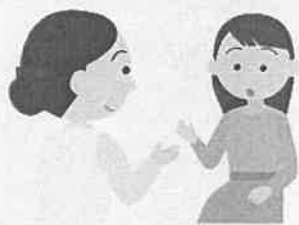
TEL：072-463-1212

<https://logoform.jp/form/9XuD/612956>

【裏面もご覧ください】



ご利用までの流れ



こども家庭課へ申請手続き
(窓口またはオンライン)、面談後
に利用決定通知書の発行



こども家庭課より事業者へ
訪問支援員の手配



サポート開始

サポート内容



食事の準備



日常のお掃除



日常のお洗濯



宿題の見守り



保育園などの送迎



沐浴介助



おむつ交換介助



授乳介助

家事支援：調理・洗濯・掃除・買い物など

育児支援：沐浴介助・おむつ交換介助・授乳介助・宿題の見守り・送迎など